

由利本荘市林業単独災害復旧事業費補助金交付要綱

平成17年3月22日

改正 平成22年4月1日

改正 平成25年3月28日

改正 平成27年4月1日

改正 平成29年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業の維持を図り、その経営の安定に資するため、林業の災害復旧事業に対し補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助事業対象者は、由利本荘市管内に森林を所有する個人及び団体等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、林業に係る災害復旧事業等とする。

- 2 災害とは、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。
- 3 災害復旧事業とは、災害により生じた被害を原形に復旧することをいう。ただし、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合は、これに代わるべき必要な措置を講ずるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 維持工事とみなされる費用
- (2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (3) 補助対象事業者の人夫賃金

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の1/3とし、予算の範囲内で定めた額とする。ただし、補助金の交付額が30万円を超えるときは、30万円とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、平成34年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の各市町林業施設災害復旧事業単独補助金交付要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。